

なお、平成13年6月18日熊本県告示第483号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年6月17日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成17年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

中加入区

熊本県告示第797号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成13年6月18日熊本県告示第484号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年6月17日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成17年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

維和加入区

熊本県告示第798号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成13年6月18日熊本県告示第485号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年6月17日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成17年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

上加入区

熊本県告示第799号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成13年6月18日熊本県告示第486号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年6月17日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成17年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

湯島加入区

熊本県告示第800号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成13年6月18日熊本県告示第488号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年6月17日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成17年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

樋島加入区

熊本県告示第801号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成13年6月18日熊本県告示第489号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年6月17日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成 17 年 6 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

御所浦加入区

熊本県告示第 802 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 6 月 18 日熊本県告示第 490 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 6 月 17 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 6 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

栖本加入区

熊本県告示第 803 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 6 月 18 日熊本県告示第 491 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 6 月 17 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 6 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

佐伊津加入区

熊本県告示第 804 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 6 月 18 日熊本県告示第 492 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 6 月 17 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 6 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

崎津加入区

熊本県告示第 805 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 6 月 18 日熊本県告示第 494 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 6 月 17 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 6 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

深海加入区

熊本県告示第 806 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 6 月 18 日熊本県告示第 493 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 6 月 17 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 6 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

久玉加入区